

福祉手当の申請は

おすすめですか…

区では心身障害者福祉手当と難病福祉手当を支給しています。次に該当する方で手続きのすんでもいい方は至急申請してください。

在宅重度心身障害者

福祉手当

①日本国民である方
②社会福祉施設(通所施設は除く)
などに入所していない方
③各種障害年金(障害福祉年金を除く)などの給付を受けている方

④手当を受けられる方
⑤前年度所得が次表の額以下である方

| 扶養家族数 | 障害者本人 | 扶養義務者 |
|-------|-----------|-----------|
| 0人 | 700,000 | 5,733,000 |
| 1人 | 920,000 | 5,982,000 |
| 2人 | 1,180,000 | 6,195,000 |
| 3人 | 1,440,000 | 6,408,000 |
| 4人 | 1,700,000 | 6,621,000 |
| 5人 | 1,960,000 | 6,834,000 |

⑥身体障害または精神障害が併存しているため、以上とする方

⑦身体障害者福祉手当

⑧心身障害者福祉手当

⑨手当を受けられる方

⑩区内に居住している方

⑪身体障害の程度が、次の一つに該当する方

⑫両耳の聴力の和が0・0・2以下の方

⑬両眼の視力の和が0・0・2以下の方

⑭手当を受けられる方

⑮区内に居住している場合も可

⑯身体障害の程度が、次の一つに該当する方

⑰愛の手袋1・2・3度の精神障害の方

⑱精神障害の程度が、右記⑯と同じであるが、右記⑯⑰の要件のいずれかを欠いている方

⑲月額 五千円

⑳支給期間

㉑認定の請求をした翌月からです

㉒支払方法

㉓前月までの分を本人の口座に振込

㉔次の各要件を充たす方

㉕月額 六千円

㉖手当の額

㉗月額 三千円

㉘支払方法

㉙前月までの分を本人の口座に振込

㉚次の各要件を充たす方

㉛月額 六千円

㉜手当の額

㉝月額 三千円

㉞支払方法

㉟前月までの分を本人の口座に振込

㉟次の各要件を充たす方

㉟月額 六千円

㉟手当の額

㉟月額 六千円

㉟手当の額</p

987
1
4
7
1
~
6

5月 保健所カレンダー

| 事 楽 名 | 実 施 日 | | |
|----------------|-------|-------------------------------|-------------------------------|
| | 曜日 | 池袋保健所 | 長崎保健所 |
| 一般成人健康相談 | 毎週水曜日 | 午前 | 毎週月曜日 午前 |
| 栄養相談 | 月 | 9.23日 午後 | |
| 乳幼児健栄室(4分月見) | 火 | 10.17日(52年1月生まれの方) | 午後 24.31日 午後 |
| 3歳児健栄室 | 火 | 24日(49年4月生まれの方) | 午後 |
| ツバクリンテ・検査 | 火 | 10.17日(火) | 午後 11日(木) |
| 成入病相談 | 火 | 4.18日(火) | 午後 6.20日(金) |
| 母子健康相談 | 水 | | 11.25日 午前 |
| 産婦健栄室 | 木 | 12.19日 | 午後 26日 午後 |
| 乳児健栄室(母乳のむち検査) | 木 | 12.19日 | 午後 |
| 結核予防接種(BCG) | 木 | 12.19日(火) | 午後 13日(木) |
| 3歳児心理相談 | 木 | 26日 | 午前,午後 12.19日 午後 |
| 3歳児歯科検査 | 木 | 26日 | 午前,午後 12.19日 午後 |
| 歯科衛生相談 | 木 | 毎週水曜日 | 午前 |
| 精神衛生相談 | 金 | 27日 | 午後 13日 午後 |
| 育児学級 | 金 | | 27日 午後 |
| 母視学級 | 木 | 6.13.20.27日(木) (1:00~3:30) | 4.11.18.25日(木) (1:30~3:30) |

*赤ちゃんが生まれたら——「出生届け」を必ず保健所へ……。

会員…一人30円(4回分)
申込…池袋保健所栄養指導室へ
電話で申込みください。

保健所だより

④栄養教室開催のお知らせ
からだのしくみとだべものについて勉強してみませんか。
病気を予防し、健康を守るために教室を開きます。

とき…5月17・20・24・27日
午後 1時半～3時半

とじか…池袋保健所栄養指導室
内容…からだのしくみとだべものについての話と質問

申込…池袋保健所栄養指導室へ
電話で申込みください。

①精神衛生または医療病予防法

区では、在宅障害者(児)のため緊急一時保護を実施しています。保護の希望者は登録をしていない方は、登録をしてください。

□制度の内容
在宅の障害者(児)のおられる家庭で、その保護者または家族が疾病、事故、出産、または妊娠分娩などで不在となつて一時的に障害者(児)の介護ができない場合、その障害者(児)を一定期間施設で保護する制度です。

□対象者

区内に住む重度の精神薄弱者(児)及び身体障害者(児)ただし、次に該当する方は、対象にはりません。

②精神衛生または医療病予防法

等の法律に基づいて医療機関等へ収容されるべき方

③専門医療機関での医療を受ける必要があると認められる方

□保護期間
原則として7日以内

□保護施設
医療法人 長沢病院(池袋1-55-1)

□その他
入院料、諸経費は家庭負担

□費用

保護者の方も緊急事態を想定し、登録手続をしてください。

□要付・問い合わせ

福祉課福祉係
(内線2625-6)へ。

誕生記念植樹をどうぞ

制度の内容をよく理解のうえ保護者の方も緊急事態を想定し、登録手続をしてください。

□対象者は

区内に住民登録を定める千代の赤ちゃんで、苗木配布時に引き続き区内にいらっしゃる方です。

◎申込方法は

母子健康手帳をお持ちいただき、苗床窓口で申込み書に希望の苗木等を記入し申込みください。

◎申込受付から苗木配布まで

申込みを受け後、とりまとめて引換券を郵送します。それを持つて、区指定の種苗業者から苗木を受取っていただくことになります。

○苗木の配布時期は

4～6までの受付分は7月

7～9までの受付分は10月

10～12までの受付分は1月

1～3月までの受付分は4月

～4～6までの受付分は7月

7～9までの受付分は10月

10～12までの受付分は1月

1～3月までの受付分は4月

52年の間までの保険料が免除になっている方へ

4月分には落ちて引き受け免除を希望するかどうかについて、アンケートが発行されることがあります。

52年の間までの保険料が免除にならない方は、至急お願いします。

申込みで受け取った引換券をもつて、区指定の種苗業者から苗木を受取ってください。

申込みを受けた後、とりまとめて引換券を郵送します。それを持つて、区指定の種苗業者から苗木を受取ってください。

第一期分(4～6月)の保険料は4月30日まで

国民年金保険料(52年4月分か

ら)220円(月額20円)の納付期

月にお送りしましたが、納め忘れ

のないようお確かめください。納付

書を紛失した方、また受取ってい

ない方など連絡ください。

申込みを受けた後、とりまとめて引換券を郵送します。それを持つて、区指定の種苗業者から苗木を受取ってください。

申込みを受けた後、とりまとめて引換券を郵送します。それを持

